

住宅災害共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(移行契約) 第15条 〔中略〕</p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する短期生命共済事業規約第1編第6条（被共済者の範囲）または第2編第6条（被共済者の範囲）に定める「学生」でなくなり、住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>4. 共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会が実施する短期生命共済事業規約に定める被共済者の範囲である「学生」でなくなり、住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。ただし、2020年（令和2年）5月15日規約一部改正が適用されている共済契約は、第2項の規定に準じます。</u></p> <p><u>5. 前4項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</u></p> <p><u>6. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</u></p> <p><u>7. 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u></p> <p><u>8. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定ま</u></p>	<p>(移行契約) 第15条 〔中略〕 〔挿入〕</p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（以下、「短期生命共済」といいます。）事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同条第2項に定める年齢の範囲外となり（ただし、学生総合共済事業規約第1条（通則）第2項に基づく共同引受制度に該当する場合は前項によります。）住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。〔挿入〕</u></p> <p><u>4. 前3項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</u></p> <p><u>5. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</u></p> <p><u>6. 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u></p> <p><u>7. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定ま</u></p>

新条文	旧条文
<p>たは変更があったものとみなします。<u>ただし、第3項および第4項の移行契約においては、本項は適用しません。</u></p> <p><u>9.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>10.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>	<p>たは変更があったものとみなします。【挿入】</p> <p><u>8.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>9.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2022年（令和4年）5月30日細則一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2022年9月1日より施行します。</u></p>	<p>【挿入】</p>